

# 令和5年9月市会本会議代表質問

2023年10月3日

松田 けい子議員(山科区)

山科区選出の松田けい子でございます。湯浅光彦議員、増成竜治議員とともに、公明党京都市会議員団を代表し質問いたします。市長並びに関係理事者におかれましては、希望ある未来を構築するため、誠意ある御答弁をお願いいたします。

## 【子育てニーズを踏まえた保育サービスの充実について】

はじめに、子育てニーズに臨機に対応できる保育サービスの充実について質問します。国は本年6月、「こども未来戦略方針」において、こども・子育ての具体的な施策を今後3年間、集中的に取り組む方策を示しました。

保育施策についても、すべての子育て家庭が必要とする支援を受けられ、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することを目的に、子育て家庭における様々なニーズに対応していくとしています。

近年の国の保育施策は社会問題であった待機児童の対策が主軸で、受入れ枠を増やすことが重点となっていました。しかし、2022年の出生数は77万人台で、統計開始以来過去最少となるなど、少子化により全国的に保育所等の定員充足率は低下しつつあり、これは本市においても同様の傾向にあります。

そうした中、国は事業計画の中間年にあたる2022年度に、幼児教育・保育の量の見込み数の基準を示し、本市も中間見直しを実施して確保必要量を削減、本年2月、保育所等における利用定員の取扱いについて実態に応じて見直すことができる旨、通知したところです。

しかしながら、事業者側からは引き続き、需給調整の特例や定員割れによる経営圧迫など、様々な意見があります。一方、多様な働き方やライフスタイルの変化に伴い、保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などで、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化、地域のつながりの希薄化などを背景に、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する支援も必要とされています。

このような中、親の就労状況等にかかわらず利用できる一時預かり保育へのニー

ズは高まっていると考えており、利用者が選択可能な保育施設の幅を広げるなど、一時預かり事業の運営形態の拡充が求められていると考えます。

本市においては、2025年度の「京都市はぐくみプラン」改定に向けて、今年度、各行政サービスの利用ニーズを確認し、量の見込みに反映させるため、利用対象者に子育て支援施策全般に係る調査を実施する予定です。

国は、親の就労の有無にかかわらず、保育所等に通っていない未就園児を対象に、保育所で週1～2回程度受け入れる、「こども誰でも通園制度」のモデル事業を福岡市や仙台市などで実施。これは、保育所などを時間単位で柔軟に利用できる仕組みを構築し、未就園児の親の育児負担の軽減や保育士から助言を受けることで孤立を防ぐとともに、子どもにとっても集団生活の経験による発育への効果が期待されており、今後、利用の促進や調整、保護者に対する関わり方などの課題や効果を検証したうえで、2024年度には、本格実施を見据えた形での試行的実施を検討しているとのこと。

実際この制度を運用するとなれば、保育の現場には様々な負担をかけることになりうと考えますが、私自身の4人の子育て経験や現にお聞かせ頂いている子育て世帯の声を踏まえると、まさしくニーズにマッチする制度といえます。

そこで、お伺いいたします。今般行われるはぐくみプランの改定に向けたアンケート調査については、子育て世帯の様々なニーズをきめ細かく把握していただくとともに、調査結果を踏まえた、こども誰でも通園制度の円滑な実施に向けた取り組みや、あらゆる保育施設を最大限活用し、子育ての社会化に向けた仕組みづくりを進めるよう求めるものですが、ご見解を伺います。

### 【医療的ケア児の支援について】

次に、医療的ケア児の支援についてお伺いいたします。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止を図り、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、2021年6月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立、これにより、相談体制の整備や関係機関との情報共有の促進、保育所・学校における看護師等の配置が進展しました。

京都市立学校においては、総合支援学校を中心に、その支援強化に取り組んでおられます。医療的ケア児は近年、総合支援学校だけでなく、地域の小中学校への通学を希望する児童生徒もおり、今年度は19名が通学しています。

現在、児童 1 人につき 1～2 名の看護師を学校ごとに採用・配置していますが、そのバックアップやスキルアップのためには、専門的な相談や意見交換・情報共有などを行う体制を強化することが求められています。また、就学決定後 3 月から看護師を求人するため、その確保は厳しい状況にあります。

これらの課題を克服するために、支援学校の看護師免許を持った医療的ケア担当教員を中心とした看護師が、チームで巡回する体制を構築することで、必要看護師数の確保など現状体制の改善につながると考えます。

そこでお伺いいたします。医療的ケア児が今後も増加することが見込まれる中、地域の小中学校における支援体制を、看護師のチームによる巡回制とすることで、より柔軟で安定した支援体制が可能となると考えますがご見解を伺います。

### 【災害時における医療的ケア児の支援について】

次に、災害時における医療的ケア児の支援についてです。北海道胆振(いぶり)地方を震源とする 2018 年の地震では、道内全域での停電、「ブラックアウト」が長時間に及んだことから、人工呼吸器や酸素濃縮器、吸引器等、様々な電気機器を使用している医療的ケア児は、生命の危機に直面しました。

また、医療的ケア児とその家族が、例えば、集合住宅の高層階に住んでいるため、エレベーター停止により避難することが出来なかったり、一次避難所に問い合わせをしたところ、「医療職がおらず、非常用電源もないので対応できない」と言われるなど、大変な混乱が生じ、特に電源の確保等は大きな教訓となりました。

札幌市では、在宅医療機器使用児者の非常用電源を提供できる場所が無いことから、その 1 年後に非常用電源購入助成制度を開始しました。災害弱者対策について、北海道医療的ケア児等支援センターは、専門職だけの非常用電源確保及び避難支援には限界があり、地域住民による共助が必要だが、避難行動要支援者リストに登録していても、医療的ケア児や在宅医療機器の存在がそもそも知られておらず、実効性のある個別避難計画および地域での避難訓練が重要である、としています。

北九州市では、在宅の医療的ケア児や家族の支援を巡り、まず災害時の避難態勢を構築すべく、多職種と連携しながら課題解決につなげる北九州地域医療的ケア児支援ネットワーク連絡会を立ち上げ、災害時個別支援計画の作成に係る対象者の抽出を行い、その支援に取り組んでいます。これらの取り組みを参考に、京都市にお

いても積極的に進めてほしいと、医療的ケア児の保護者、支援者からお聞きしたところです。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。本市においては、国が定める取組指針に基づくとともに、新たに「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を定め、その作成に取り組んでおられます。

また医療的ケア児支援法はその付則で、災害対応について「必要な措置を講じる」と規定していることから、こども家庭庁は今年度末の完成を目指し、避難マニュアルを策定することとしています。

広島市では、「医療的ケア児と御家族のための災害時対応ガイドブック」を作成し、災害時の長時間の停電や断水等への日頃からの備え、いざという時に自助の力を発揮するための情報等をホームページに掲載し、当事者のみならず、広く公開しています。

そこで、お伺いいたします。非常用電源の確保について補助制度の導入や地域での電源確保策の構築を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。また、災害時において、自力で避難することが難しい医療的ケア児に対して、個別避難計画を作成し支援するべきと考えます。併せて、現在適宜配付している本市作成の災害・緊急時の停電に備えた避難マニュアルを当事者に共有するとともに、その取組みを広く市民に周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

### 【マンションの円滑な再生及び適正管理について】

次に、マンションの円滑な再生に向けた取組みについてお聞きします。近年、マンションは、建物・設備の老朽化と区分所有者の高齢化という「2つの老い」に起因する老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や、維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題となる中、マンション管理適正化法及びマンション建替円滑化法が改正、2022年4月に全面施行されました。

マンションの適正管理について、私は一昨年9月の代表質問で取り上げ、本市においては、分譲マンション管理適正化推進計画を策定し、その認定制度の推進に取り組んでいます。認定を受けた管理組合が増加することは、適正な管理に取り組む動機付けとなるだけでなく、資産そのものの価値向上や安定性に資するものと大いに期

待されるものです。

他方、本市におけるマンションのうち、築 30 年以上経過する、いわゆる高経年マンションは2020年度時点で約 4 割、今後 10 年で半数以上に達する見通しです。2019 年・20 年に行ったマンション実態調査項目の、将来や建物の寿命についての協議状況等に対する設問結果では、「修繕して長く使い続ける」と回答のあったマンションが多数であるものの、「建替える」「建物を一括して売却する」と回答したマンションが一定数あり、その多くが築 35 年～50 年の高経年マンションでした。一方、マンションの将来等について、検討が必要な時期にある築 40 年以上のマンションの約 1 割が、意見がまとまらなかったと回答しています。

マンションの管理や再生は、管理組合が総会決議で実施するものですが、意見がまとまらない背景には、区分所有者の高齢化や高齢を理由にした理事就任辞退者、所在不明の所有者の増加など、合意形成の確保が困難であることが考えられます。

国交省は本年 8 月、マンションを巡る課題を洗い出したうえで、現時点で考えられる政策の方向性を取りまとめ、マンション政策全般に係る大綱を発表し、国の法制審議会で議論されている合意形成に係る要件緩和などと合わせ、今後、施策の具体化に向けた検討を行う、とのことでした。

これにより、建替え事業等に向けた環境整備や多様なニーズへの対応、自主建替え等について、円滑な再生を目指す環境が整備されていきます。しかしながら、こうした情報は、管理組合や区分所有者にとっても重要なものですが、私の知る限りでは、十分に伝わっておりません。

加えて、本市には約 2,000 棟の既存マンションがあります。その中には、私の地元山科区をはじめとする、本年 4 月に施行された、「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現にむけた都市計画の見直しによって、規制が緩和された地域に建つマンションも含まれており、これらの将来的な再生にどう取り組んでいくのか、ということも重要な課題といえます。

マンションの再生は、単なる再建築などにとどまらず、まちづくりにも関わる「再開発」だと考えます。所有者がマンション所有の義務を果たしながらも、最大限に、所有するマンションの権利と価値を享受するとともに、マンション自体のライフサイクルを健全化することで、都市や環境を守ることにつながるのではないのでしょうか。だからこそ、本市として課題対応という側面のみならず、新たなまちの価値を創造する施策と

してより積極的に取り組むべきと考えます。

そこで、お伺いいたします。本市においても建替えを検討するマンションが増えてくると想定されるため、国の大綱を踏まえて、円滑な再生を目指す環境整備が重要になると考えますが、区分所有者の高齢化などの理由から合意形成に様々な課題を抱える高経年マンションの再生にどのように取り組んでいくのかご見解をお聞かせください。併せて、マンションの適正管理を今後どのように進めていくのかご所見をお聞かせください。

### 【新たなモビリティに対応する環境整備について】

最後に、新たなモビリティに対応する環境整備について伺います。本年7月1日の改正道路交通法により、最高速度20km以下で制御されるなど、一定の基準に該当する、いわゆる電動キックボードが「特定小型原動機付自転車」に位置付けられ、新たなルールが導入されました。

自賠償保険の加入とナンバープレートの取得は必須となっていますが、16歳以上であれば運転でき、運転免許不要、ヘルメット着用も努力義務となっているなど、規制が大幅に緩和されました。さらに、最高速度6km以下に制御可能なものは、「特例特定小型原動機付自転車」とされ、自転車などが走行できる歩道の通行も可能となっています。

私も実際に試乗し、走行ルール等を十分に理解したうえで乗らなければならないと感じる一方、気軽に利用できるメリットを実感しました。今後、便利で身近な移動手段として、本市においても学生などの若い世代を中心に、急速に普及する可能性があるのではないのでしょうか。

そのような認識のもと、東京都練馬区や堺市では、公営の駐輪場に原動機付自転車いわゆる原付バイクと同じ扱いで、電動キックボードの駐車が可能であることを市民に広く周知されています。本市においても、市営駐車場や駐輪場において同様に取り扱っており、また、道路上での放置や撤去・保管料についても、京都市自転車等放置防止条例で原付バイクと同様の扱いになると聞いておりますが、市民に十分に伝わっているとは言い難い状況です。

駐車可能な場所がわからないと、それが道路上の放置につながり、放置が撤去・保管につながって苦情になるなど、問題が拡大しかねないと考えます。将来的な混乱を招かないためにも、行政として駐車可能な場所や放置された場合の対応などを、電

電動キックボードが普及する前の、今からしっかりと周知することが必要です。

また、本市の市営駐輪場は34箇所、収容台数は約19,700台と認識しておりますが、オーソドックスなシティサイクル、電動アシスト自転車、原付バイク等に加え、電動キックボードの駐車のため、ワイヤー錠が掛けられる設備や平置き区画の拡大など、限られたスペースで利用ニーズに応じた駐車ができるように対応していくことも検討すべきです。

さらに、同条例では、一定規模を超える面積の施設や店舗を新設・増設する際には駐輪場を設置するよう義務付けるなど、環境整備にも取り組んでいることから、京都市が率先垂範して電動キックボードの環境整備をしていることを、店舗や施設等に示すことは大きな意味があると考えます。

そこでお伺いいたします。京都市の電動キックボードに係る市営駐車場における取り扱いや、放置対策の周知について、また、今後、電動キックボードが普及することを見込んだスペース確保などの考え方についてお聞かせください。

加えて、電動キックボードは、これまでにない変則的な速度制限などルールが複雑化しています。この7月の1カ月間で京都を含む7都府県警が、406件の違反を摘発し、先日も大きな人身事故が報じられていることから、安全対策や運転者の遵守事項など、民間事業者や関係機関と連携のうえ、市民に対して広く情報発信し、ルールの周知を徹底すべきと考えますがいかがでしょうか。

そして、今後も技術革新により新たなモビリティの出現が見込まれることから、それに先駆的、また、臨機に対応できるよう取り組んでいくべきと考えますが、ご見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。